

# 利用取り消しについて

## 1 手続き方法

### (1) 窓口

利用予定日の「前日」の午後5時までに、利用承認書をお持ちいただき、利用取消届（館で用意します）の提出をお願いします。「前日」が土曜日・日曜日・祝休日に当たるときは、その直前の平日となります（旭町南地区区民館・地域集会所を除く）。

### (2) インターネット（地域登録団体・登録団体・一般団体等のみ）

利用予定日の「直前の平日」の午前8時までに、所定の画面で手続きをしてください（旭町南地区区民館・地域集会所は、「直前の平日」ではなく、「前日」となります）。利用承認書を受け取っている場合は、後日、開館時間中にお持ちください。

### (3) 受付箱（地区区民館のみ）

利用予定日の「2平日前」の館の利用がある時間までです。利用承認書と利用取消届（館の開館中に窓口でお渡しします）を投函してください（旭町南地区区民館は、「2平日前」ではなく、「前々日」となります）。利用承認書を受け取っていない場合は、利用取消届のみで結構です。

## 2 使用料の還付

使用料を納付済みの場合で、期日までに利用取り消し手続きをした場合には、使用料の還付を受けることができます（窓口で取り消し手続きと同時に手続きをすることができます。）。利用承認書と印鑑をお持ちになり、平日の午前9時から午後5時までに（旭町南地区区民館・地域集会所は、午前9時から午後5時まで）使用料を支払った施設の窓口で還付の手続きをしてください。また、使用料の還付は、口座振り込みになる場合もあります（詳しくはお問い合わせください）。

## 3 利用当日の取り消し

利用当日の利用取り消しはできません。既に納付された使用料は還付できません。使用料が未納の場合は、後日、お支払いいただくこととなります。

### <改修工事に伴い休館>

旭町南地区区民館は、令和2年4月から令和3年6月まで  
田柄地区区民館は、令和2年6月から令和3年6月まで  
豊玉北地区区民館は、令和2年3月まで  
富士見台地区区民館は、令和2年3月まで  
大泉学園地区区民館は、令和2年3月まで  
桜台地域集会所は、令和2年3月まで